

確定申告に関するお知らせ

《 公的年金受給者のための 》 確定申告・市県民税申告事前説明会

「確定申告書の書き方がわからない」という人は、ぜひ説明会をご利用ください。

【対象】 収入が公的年金のみの人

※農業収入、不動産収入、配当収入等がある人は対象となりません。

【設置期間】 2月14日(火)、15日(水)

【受付時間】 9:00～16:00

【ところ】 市役所3階大会議室

【持参するもの】

- ・年金の源泉徴収票など所得金額がわかるもの
- ・生命保険料、地震保険料などの支払証明書
- ・配偶者の所得金額がわかるもの(源泉徴収票等)
- ・計算用具(電卓等)および筆記用具
- ・印判(スタンプ印は不可)
- ・本人名義の口座番号がわかるもの(預金通帳等)
- ・前年の確定申告書の控え

※昨年、e-Taxを利用して申告された人には、今年の確定申告書は送付されません。申告時に受け取られた封筒(利用者識別番号が付記されたもの)をお持ちください。

図 税務課市民税係 (☎ 82-1125)

厚狭税務署からのお知らせ 《 確定申告会場を設置します 》

平成23年分所得税の還付および確定申告相談(消費税を含む)を行います。

【設置期間】 2月1日(水)～3月15日(木)

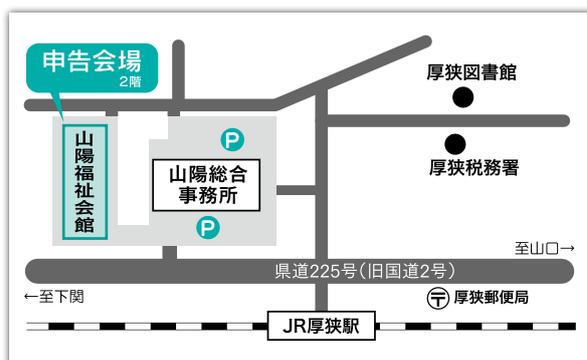
※土・日・祝日は除きます。

【受付時間】 9:00～16:00

※相談時間は17:00までです。

【ところ】 社会福祉協議会山陽支所

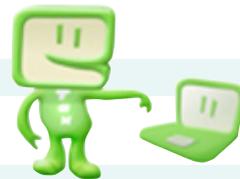
(山陽福祉会館2階)



※上記期間中は、厚狭税務署では申告の相談は行いません。なお、会場設置期間以外の申告会場は厚狭税務署です。

図 厚狭税務署 (☎ 72-0180)

e-Taxを利用して「確定申告」をしませんか



確定申告期間中は、確定申告会場の混雑が予想されます。e-Taxを利用すると、ご自宅のパソコンから24時間(1月16日(月)～3月15日(木))簡単に確定申告ができます。※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。<http://www.nta.go.jp/>

e-Taxならこないことが…

◆ ホームページから簡単申告

◆ 最高4,000円の税額控除

(平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回。平成24年分は最高3,000円)

◆ 添付書類の提出省略

◆ 還付金がスピーディー

図 厚狭税務署 (☎ 72-0180)

〈e-Taxを利用するために必要なもの〉

利用環境の確認



住民基本台帳カード
(電子証明書を含む)



ICカード
リーダライタ



住民基本台帳カード・電子証明書については、
図 市民課 (☎ 82-1140) まで、お問い合わせください。